赤字解消・激変緩和措置計画〔実績〕（豊中市）

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	4	豊中市

Ⅰ．赤字の発生状況

Ⅰ-（１）法定外繰入金の状況

様式5　平成28年度　国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

（単位：円）

決算補填等目的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			
保険料の収納不足のため ①	累積赤字補填のため ②	医療費の増加 ③	後期高齢者支援金等 ④	公債費等、借入金利息 ⑤	高額療養費貸付金 ⑥	保険料（税）の負担緩和を図るため ⑦	地方単独の保険料（税）の軽減額 ⑧	任意給付に充てるため ⑨	小計 ①～⑨
0	0	0	0	0	0	260,000,000	162,499,000	0	422,499,000

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

（単位：円）

決算補填等以外の目的												合計
保険料（税）の減免額に充てるため ⑩	地方単独事業の医療給付費波及増等 ⑪	保健事業費に充てるため ⑫	直営診療施設に充てるため ⑬	納税報奨金（納付組織交付金等） ⑭	基金積立 ⑮	返済金 ⑯	その他 一部負担金の減免額の補填 ⑰	その他 多子世帯支援奨励金 ⑱	その他 （解消すべきもの） ⑲	その他 ⑳	小計 ⑩～⑳	㉑＝①～⑳
290,521,000	130,000,000	0	0	0	0	0	2,000,000	0	0	0	422,521,000	845,020,000

（千円）

(A)解消すべき法定外繰入金（国定義） ①～⑨	422,499
(B)解消すべき法定外繰入金（大阪府定義） ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	715,020

Ⅰ-（２）繰上充用金の新規増加額（C）

（千円）

繰上充用金	平成27年度	平成28年度	新規増加額（C）
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

Ⅰ-（３）赤字額

（千円）

国　定　義	(D)=(A)+(C)	422,499
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	715,020

【確認事項】　赤字がある場合で、平成３０年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

□確実に赤字を解消する見込み（赤字解消計画の策定をしない）。
■赤字を解消する見込みが不明または困難（計画を策定する）。

Ⅰ-（４）赤字の原因

本市は、医療施設が充実し、医療を受けやすい環境にあることなどから医療給付費は府内他市に比べて高くなっている。また、加入者の所得層は、二極化が進んでいることなどから、中間所得層の負担が大きくなっている。このため、毎年度予算編成の状況を見ながら、医療費の増加等に伴う保険料率への影響を可能な限り抑制するため、一般会計から国保の特別会計への繰入れを行ってきた経過がある。
また、特に低所得者に対する保険料負担を軽減するため、法定の応益割軽減に加え、市独自で所得割軽減を実施するとともに、前年度からの所得減少や個別事情に着目した減免を実施し、その財源を一般会計からの繰入金に求めてきたことから、直接決算補填目的とは言えないものの解消すべき赤字を有することとなった。

Ⅱ．赤字の解消計画〔実績〕

Ⅱ－（１）赤字解消のための基本方針

法定外繰入金のうち、保険料の負担緩和を目的とする繰入金は解消したが、地方単独の保険料軽減、市独自基準による保険料減免及び一部負担金減免に係る繰入金が残っている状況である。継続的に対象となる世帯の多い地方単独の保険料軽減について、先行して段階的な廃止を行い、続けて、保険料減免や一部負担金減免を被保険者の負担に激変が生じないよう留意しながら府内統一基準へ移行することで、残る法定外繰入金を解消する。

Ⅱ－（２）赤字解消のための具体的取組

保険料の負担緩和を図るための繰入金については、保険料率を段階的に引き上げ、かつ収納率を維持向上させることにより平成30年度に解消した。
保険料の軽減額に係る繰入金については、令和2年度より激変緩和措置期間を通じて段階的に解消するための条例改正を行った。
保険料の減免額に充てるための繰入金のうち、本市独自のひとり親、障害者、難病患者等を対象とした減免措置は、令和5年度に減免率を半減し、令和6年度に解消した。その他の本市独自基準の保険料減免及び一部負担金の減免も、府内統一基準を踏まえた所要の規定の改正を行い、令和6年度には解消した。

Ⅱ－（３）赤字解消の年次計画（実績）

（総括表　国定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	262,695	1,240	73,915	48,063	22,144	7,034	7,408	422,499
	－	62.18%	0.29%	17.49%	11.38%	5.24%	1.66%	1.75%	100.00%
残額	422,499	159,804	158,564	84,649	36,586	14,442	7,408	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	262,695	1,240	73,915	48,063	22,144	7,034	7,408	422,499
	－	62.18%	0.29%	17.49%	11.38%	5.24%	1.66%	1.75%	100.00%
残額	422,499	159,804	158,564	84,649	36,586	14,442	7,408	0	0

（総括表　大阪府定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	408,857	4,864	61,741	81,253	15,831	31,167	111,307	715,020
	－	57.18%	0.68%	8.63%	11.36%	2.21%	4.36%	15.57%	100.00%
残額	715,020	306,163	301,299	239,558	158,305	142,474	111,307	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	408,857	4,864	61,741	81,253	15,831	31,167	111,307	715,020
	－	57.18%	0.68%	8.63%	11.36%	2.21%	4.36%	15.57%	100.00%
残額	715,020	306,163	301,299	239,558	158,305	142,474	111,307	0	0

Ⅲ．激変緩和措置計画〔実績〕

Ⅲ－（１）府統一基準に向けた基本方針

大阪府国保運営方針の統一基準・共通基準への円滑な移行と安定的な運営について考え方を整理し、必要な取り組みを具体化した「第2期　豊中市国民健康保険　広域化への対応実施計画」（令和3年3月策定）に基づき、以下のとおり取り組んだ。
・保険料率の設定については、被保険者の負担に激変が生じないよう、激変緩和措置期間を通じて府内統一保険料率へ段階的に近づけ、令和6年度には府内統一保険料率で実施した。
・市独自の保険料軽減や市独自の基準による減免、一部負担金減免については、影響が過大とならないよう段階的縮小の開始時期や移行時期等を慎重に検討し、決定してきた結果、令和6年度に市独自の軽減・減免を撤廃し、一部負担金減免は府統一基準での実施を開始した。
・これらの取組により、すでに解消した保険料抑制のための繰入金とあわせ、その他の法定外繰入金も令和6年度に全て解消した。

Ⅲ－（２）激変緩和の年次計画（実績）

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
１　保険料・税区分		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率（医療）	所得割（割合）	7.84%(50.88)	7.86%(51.00)	7.97%(50.66)	8.18%(48.99)	8.29%(47.77)	8.49%(48.86)	9.07%(47.11)	統一	これまで府内統一保険料率と本市保険料率の差を、激変緩和期間中の保険料改定の残回数で等分して引き上げることを基本として、毎年度の府内統一保険料率の設定状況と財源となる激変緩和措置額を考慮し、また市独自軽減及び減免の解消による被保険者の負担の激変が生じないよう、慎重に保険料率を引き上げてきた。府内統一保険料率への移行に伴う所要の条例改正は令和5年3月に実施済であり、令和6年度において保険料率を府内統一保険料率で実施済である。
	均等割（割合）	25,510円(31.84)	25,767円(31.18)	26,424円(30.83)	27,542円(31.31)	28,316円(31.60)	30,304円(30.93)	32,955円(31.63)	統一	
	平等割（割合）	21,702円(17.28)	22,840円(17.82)	24,333円(18.51)	26,223円(19.70)	27,634円(20.63)	29,281円(20.21)	32,286円(21.26)	統一	
	賦課限度額	54万円	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	統一	
２　保険料率（後期）	所得割（割合）	2.23%(49.96)	2.29%(49.83)	2.35%(49.50)	2.41%(48.04)	2.49%(47.18)	2.50%(49.17)	2.89%(47.89)	統一	医療分に同じ。
	均等割（割合）	8,299円(34.30)	8,424円(33.44)	8,561円(32.78)	8,720円(32.88)	8,909円(32.69)	9,046円(31.23)	10,394円(31.37)	統一	
	平等割（割合）	5,965円(15.74)	6,537円(16.73)	7,097円(17.72)	7,652円(19.08)	8,203円(20.13)	8,396円(19.60)	10,022円(20.74)	統一	
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	統一	

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
２　保険料率（介護）	所得割（割合）	1.93%(49.56)	1.98%(49.05)	2.08%(48.73)	2.19%(46.90)	2.26%(45.57)	2.34%(48.33)	2.54%(45.80)	統一	医療分に同じ。
	均等割（割合）	13,076円(50.44)	13,645円(50.95)	14,559円(51.27)	15,593円(53.10)	16,248円(54.43)	16,996円(51.67)	18,897円(54.20)	統一	
	平等割（割合）	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	統一	
３　保険料の減免基準		据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	統一	本市独自のひとり親、障害者、難病患者等を対象とした減免措置は、令和5年度に減免率を半減し、令和6年度に撤廃済。 その他の減免は、令和6年度より府内統一基準で実施済。所要の条例改正は令和5年3月に実施済。
４　仮算定の有無		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
５　本算定の時期		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
６　納期数		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
７　一部負担金の減免基準		据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	統一	減免基準に係る所要の規則改正については令和5年度に実施済みで、令和6年度には府内統一基準で実施済。

上記のとおり提出します。

令和7年8月29日

大阪府知事　　吉村　洋文　　様

保険者名　　豊中市

代表者名　　豊中市長　　長　内　　繁　樹　　印

別紙　　赤字解消の年次計画〔実績〕　（内訳表）

（単位：千円）

	区分	項目	対象額	第１年次 平成30年度	第２年次 令和元年度	第３年次 令和２年度	第４年次 令和３年度	第５年次 令和４年度	第６年次 令和５年度	最終年度 令和６年度	合計
①保険料収納不足のため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②累積赤字補填のため	国	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③医療費の増加	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦保険料（税）の負担緩和を図るため	国府	解消額	－	260,000	0	0	0	0	0	0	260,000
		解消率	－	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	260,000	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧地方単独の保険料（税）の軽減額	国府	解消額	－	2,695	1,240	73,915	48,063	22,144	7,034	7,408	162,499
		解消率	－	1.66%	0.76%	45.49%	29.58%	13.63%	4.33%	4.56%	100.00%
		残　額	162,499	159,804	158,564	84,649	36,586	14,442	7,408	0	0
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩保険料（税）の減免額に充てるため	府	解消額	－	144,777	3,468	▲ 11,828	32,672	▲ 5,703	23,541	103,594	290,521
		解消率	－	49.83%	1.19%	▲4.07%	11.25%	▲1.96%	8.10%	35.66%	100.00%
		残　額	290,521	145,744	142,276	154,104	121,432	127,135	103,594	0	0
⑭納税報奨金（納付組織交付金等）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮基金積立	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰その他（一部負担減免額の補填）	府	解消額	－	1,385	156	▲ 346	518	▲ 610	592	305	2,000
		解消率	－	69.25%	7.80%	▲17.30%	25.90%	▲30.50%	29.60%	15.25%	100.00%
		残　額	2,000	615	459	805	287	897	305	0	0
⑱その他（多子世帯支援奨励金）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲その他（解消すべきもの）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0